

●空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

令和5年6月14日公布
令和5年12月13日施行

背景・必要性

○使用目的のない空家は、この20年で1.9倍、今後も増加。
(1998年)182万戸→(2018年)349万戸→(2030年見込み)470万戸

○除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要。



法律の概要

○所有者の責務強化

- ・(現行の「適切な管理の努力義務」に加え、)国、自治体の施策に協力する努力義務

1. 活用拡大

①空家等活用促進区域

(例) 中心市街地、地域の再生拠点、観光振興を図る区域等

- ・市区町村が区域や活用指針等を定め、用途変更や建替え等を促進
⇒安全確保等を前提に接道に係る前面道路の幅員規制を合理化
⇒指針に合った用途に用途変更等する場合の用途規制等を合理化
- ・市区町村長から所有者に対し、指針に合った活用を要請

②財産管理人による所有者不在の空家の処分

(詳細は3. ③後掲)

③支援法人制度

- ・市区町村長がNPO法人、社団法人等を空家等管理活用支援法人に指定
- ・所有者等への普及啓発、市区町村*から情報提供を受け所有者との相談対応
※事前に所有者同意
- ・市区町村長に財産管理制度の利用を提案

2. 管理の確保

①特定空家*化を未然に防止する管理

※周囲に著しい悪影響を及ぼす空家

- ・放置すれば特定空家になるおそれのある空家(管理不全空家)に対し、管理指針に即した措置を、市区町村長から指導・勧告
- ・勧告を受けた管理不全空家は、固定資産税の住宅用地特例(1/6等に減額)を解除



窓が割れた
管理不全空家

②所有者把握の円滑化

- ・市区町村から電力会社等に情報提供を要請

3. 特定空家の除却等

①状態の把握

- ・市区町村長に報告徴収権(勧告等を円滑化)



緊急代執行を要する
崩落しかけた屋根

②代執行の円滑化

- ・命令等の事前手続を経るいとまがない緊急時の代執行制度を創設
- ・所有者不明時の代執行、緊急代執行の費用は、確定判決なしで徴収

③財産管理人*による空家の管理・処分

(管理不全空家、特定空家等)

- ・市区町村長に選任請求を認め、相続放棄された空家等に対応

※所有者に代わり財産を管理・処分。(注)民法上は利害関係人のみ請求可

【目標・効果】

- ①空家等活用促進区域の指定数: 施行後5年間で100区域
- ②空家等管理活用支援法人の指定数: 施行後5年間で120法人
- ③市区町村の取組により管理や除却等された管理不全空家及び特定空家数: 施行後5年間で15万物件

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

国土交通省住宅局



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

背景と方向性

背景

- 使用目的のない空家は、この20年で約1.9倍に増加。今後、更に増加する見込み。
- 現行法(平成26年制定)は、緊急性に鑑みて、周囲に著しい悪影響を及ぼす空家(特定空家)への対応を中心に制度的措置を定めている。
➡ 特定空家になってからの対応は限界。



方向性

空家の「活用拡大」、「管理の確保」、「特定空家の除却等」の3本柱で対応を強化

<状態>

【良】 空家の発生

→ 活用

↓

【悪】 管理不全

→ 悪化の防止
(管理の確保)

↓

【悪】 特定空家

→ 除却等

1. 活用拡大

(1) 空家活用の重点的実施

- 「空家等活用促進区域」を創設し、用途変更や建替え等を促進
 - 中心市街地、地域再生拠点など
 - 市区町村が活用指針を明示
 - 指針に合った空家活用を市区町村から所有者に要請
 - 許認可等を合理化・円滑化

接道規制の合理化（建築基準法）

- ・前面に接する道が幅員4m未満でも、安全確保策※1を前提に、建替え、改築等を特例認定



用途規制の合理化（建築基準法）

- ・各用途地域で制限された用途でも、指針に定めた用途※への変更を特例許可

※市区町村が特定行政庁の同意を得て指針に規定



(2) 所有者不在の空家の処分

- 所有者に代わって処分を行う財産管理人の選任を市区町村が裁判所に請求

市街化調整区域内の空家の用途変更（都市計画法）

- ・用途変更許可の際、指針に沿った空家活用が進むよう知事が配慮

(3) 自治体や所有者等へのサポート体制

- 空家等管理活用支援法人の創設
 - NPO法人、社団法人等を市区町村が指定

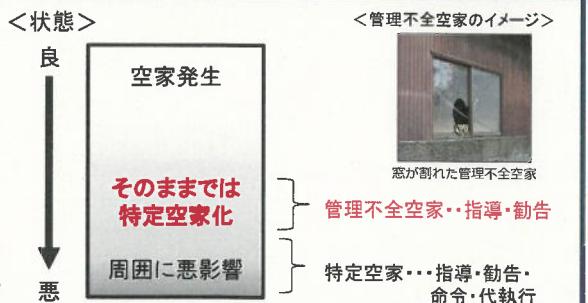
- ・所有者・活用希望者への普及啓発・情報提供
- ・所有者に寄り添った相談対応、委託に基づく空家管理※
※市区町村が本人同意を得て法人に所有者情報を提供
- ・委託を受けて所有者探索
- ・市区町村に財産管理制度の利用を提案 等

2. 管理の確保

(1) 特定空家※化の未然防止

※周囲に著しい悪影響を与える空家

- 国が「空家の管理指針」を告示
(定期的な換気、通水、庭木伐採等)
- 放置すれば特定空家となるおそれのある空家（管理不全空家）に対し、市区町村が指導・勧告
- 勧告された空家は住居利用が難しく、敷地に係る固定資産税の住宅用地特例(1/6等に減額)は解除



(2) 管理不全建物管理制度の活用

- 所有者に代わって建物管理を行う「管理不全建物管理人」の選任を市区町村が裁判所に請求

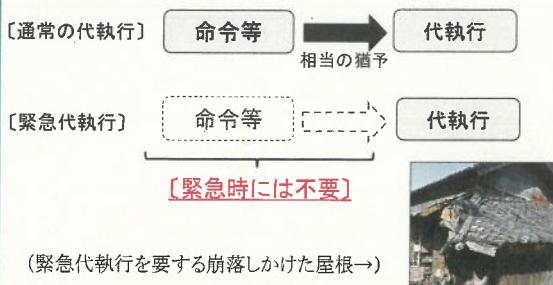
(3) 所有者把握の円滑化

- 重力会社等にある所有者情報を市区町村が提供要請

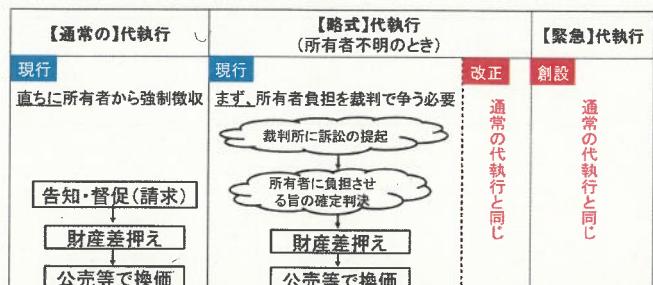
3. 特定空家の除却等

(1) 代執行の円滑化

①緊急代執行制度(創設)



②代執行費用の徴収円滑化



(2) 相続放棄、所有者不明・不在の空家への対応

(管理不全空家、特定空家等)

○ 市区町村が裁判所に「財産管理人」(※)の選任を請求し、修繕や処分を実施

(注)民法上は、利害関係人のみ請求可



※相続財産清算人、不在者財産管理人、所有者不明建物管理人、管理不全建物管理人、管理不全土地管理人

(3) 状態の把握

○ 所有者への報告徴収権を市区町村に付与し、勧告・命令等を円滑化

主な財政、金融、税制による支援措置【参考】

財政・金融支援



空き家対策総合支援事業

- 令和5年度拡充事項 (R5当初予算: 54億円)
 - 市区町村が行う重点活用エリアの選定や活用方針の検討等への支援上限の引き上げ (補助限度額 1,074千円/ha→1,528千円/ha)
 - NPO・民間事業者等が行う改修や調査検討等に国が直接支援するモデル事業を創設 (補助率 調査検討等: 定額、除却: 2/5、活用1/3)
 - 空き家の活用・除却に向けたフィジビリティスタディへの支援を創設 (補助率 国と市区町村合わせて2/3 等)
 - 市区町村が代執行(緊急代執行を含む。)等をした除却に係る補助率の引き上げ (補助率 2/5→1/2)
 - 市区町村が所有者不明建物管理制度等を活用する際の予納金等の補助対象への追加 (補助率1/2)

※この他、社会資本整備総合交付金等の空き家再生等推進事業により支援

フラット35地域連携型

(R5当初予算: 236億円の内数)

- 空家の取得や改修を対象とした住宅ローンの金利引下げ期間の延長

現行	拡充 (空き家対策)
当初5年間 ▲0.25%	当初10年間 ▲0.25%

※住宅金融支援機構と地方公共団体の連携による融資制度

税制措置

相続した空家の譲渡所得の3000万円特別控除

- 相続人が、相続した空家を一定の要件を満たして譲渡した場合、譲渡所得から3,000万円を特別控除。【令和3年度実績: 11,976件 (市区町村による確認書交付件数)】
- 特例の期限を令和9年末まで延長。買主が売買契約に基づき譲渡後に耐震改修又は除却した場合も、特別控除を適用できるよう拡充。(令和5年度税制改正)



※昭和56年5月31日以前に建築された房屋に限る。
※相続開始の直前に被相続人が老人ホーム等に入所していた場合、一定要件を満たせば適用対象となる。

固定資産税の住宅用地特例の解除

<特定空家に対する措置(現行)>

市区町村長から勧告を受けた特定空家の敷地について固定資産税の住宅用地特例を解除。

<管理不全空家に対する措置(法改正により措置)>

市区町村長から勧告を受けた管理不全空家の敷地についても、住宅用地特例を解除。

住宅用地特例	200m ² 以下の部分	200m ² を超える部分
固定資産税の課税標準	1/6に減額	1/3に減額